

賠償に関する広報紙掲載記事

平成30年度

掲載日	項目	原発賠償 Q&A
H30.4.15	第1回は『住宅の解体費用』に関する相談です。	Q,原発事故当時、小高区の持ち家に住んでいました。現在、小高区に戻るために、自宅を建て直そうと考えています。そこで、荒廃した自宅建物を解体したいのですが、環境省が行っていた荒廃家屋の解体の受付が終わってしまいました。自費で解体しなければいけませんが、費用は賠償されますか？ A,住居確保損害賠償を利用する方法があります。 原発事故当時、市内の旧避難指示区域内(20km圏内)で持ち家に住んでいた方には、「住居確保損害賠償」で次のとおり元の解体費用が賠償される仕組みがあります。 ①"帰還"を選択 解体費を実費賠償(*賠償可能金額とは別枠) ②"移住"を選択 元の自宅建物を解体して建て直す場合に限り賠償対象の費用となり、 *賠償可能金額の範囲で賠償*「賠償可能金額」元の自宅の建物や土地の財物賠償の金額を超えて追加で賠償される金額のこと。 元の自宅建物の解体費用の面では帰還の方が有利に思えますが、帰還は移住に比べて賠償可能金額が小さくなります。帰還と移住は、一度選択すると変更できません。住宅の再建に必要な費用を全体的にみて、慎重に選択しましょう。
H30.5.15	第2回は『賠償金の請求状況』に関する相談です。	Q,先日、市の広報で引っ越し費用や、家賃に関する賠償があることを知りました。これまで受けた賠償の中に引っ越し費用や、家賃の賠償が含まれていたかどうか分かりません。自分や家族の賠償金の請求状況を、確認することはできますか？ A,賠償金の請求状況は、東京電力に問い合わせることで、確認が可能です。 東京電力に賠償金の請求状況を確認する方法は、次の2つの方法があります。 ①東京電力のコールセンターに電話で確認0120(926)404 ②東京電力の相談窓口に行って確認 【市内の相談窓口】南相馬市ジャスモールなど * ①・②とも受付日・受付時間が決まっています。 確認できるのは、原則として自分自身の請求状況のみで、家族であっても自分以外の状況は確認できません。ただし、世帯単位で請求した賠償(一人月10万円の慰謝料等)の場合、世帯の請求代表者は、その世帯の構成員の請求状況を確認することができます。 また、委任状(東京電力の様式)を持参すれば、委任した人の請求状況を確認することができます。お一人で相談することが難しい場合、ご本人と付添いの方が一緒であれば、付添いの方が請求状況を確認することができます。東京電力の訪問相談を利用すれば、自宅等でご本人と一緒に請求状況を確認することができます。

賠償に関する広報紙掲載記事

平成30年度

掲載日	項目	原発賠償 Q&A
H30.6.15	第3回は『集団訴訟の影響』に関する相談です。	Q,国や東京電力を相手にした集団訴訟で、原告が勝訴して賠償が認められたというニュースがありました。私は集団訴訟には参加していませんが、集団訴訟の判決があったことで、新たな賠償を受けられますか？ A,集団訴訟の判決があっても、すぐに新たな賠償がされるわけではありません。 平成29年3月から平成30年3月までにかけて、各地の地方裁判所で7件の集団訴訟の判決が出ました。全ての裁判で東京電力の賠償責任を認め(国の賠償責任は4件で肯定)、中にはこれまでの賠償基準を超える賠償を認めたものもあります。 ただし、現段階では集団訴訟の原告に判決どおりの賠償金は支払われていません。判決の強制力は、確定*によって生じますが、7件の集団提訴は、どれも控訴がされ、判決が確定していません。 また、そもそも集団訴訟の判決の効果が及ぶのは、訴訟に参加した人だけです。これから集団訴訟に加わる場合には、既に判決が出た手続きに加わるのではなく、新たな訴訟を提起することになります。 裁判所は他の第一審の地方裁判所の判決と同じ判決する義務はないため、新たな訴訟提起をしても、既に出ている判決と同じ内容の判決が得られるとは限りません。 *確定…控訴などによって判決内容が争えなくなること。
H30.7.15	第4回『賠償の請求期限』に関する相談です。	Q,東京電力に賠償の請求書を一度だけ提出しましたが、家庭や仕事の事情で忙しくなって、その後、賠償請求をしていません。 今でも賠償請求はできますか？賠償請求はいつまでにしないといけませんか？ A,もちろん、今でも賠償請求はできます。賠償請求期間はありませんが、早めの請求をお勧めします。 賠償の請求期限としては「消滅時効」があります。「消滅時効」とは、賠償請求を一定期間しないことで請求権自体が消滅してしまう制度のことです。 原発事故に基づく損害賠償請求権の場合、この期間は「損害及び加害者を知った時から10年間」とされています。 原発事故は、2011年3月11日に発生したので、最も早い場合で、2021年3月11日が消滅時効の成立する日になります。 しかし、消滅時効は、援用(消滅の効果を確認する行為)がされないとも効果が確定しません。東京電力はこの援用を行わないと宣言しているので、実質的に賠償の請求期限がないのです。 ただ、時間が経つと賠償請求に必要な資料を失くし、再発行もされなくなって、請求が滞ることがありますので、早めの請求がお勧めです。 請求書が手元にない場合は、東京電力のコールセンター 0120(926)404に電話すれば、取り寄せることができます。

賠償に関する広報紙掲載記事

平成30年度

掲載日	項目	原発賠償 Q&A
H30.8.15	第5回は『ADRの使いどころ』に関する相談です。	Q,知人が「ADRで直接請求とは違った賠償が認められた」と話していました。私は既に、直接請求で賠償される全部の項目で賠償金の支払いを受けています。しかし、中には納得できずに合意した賠償項目もあります。こうした私でもADRの申し立てはできますか？ A,ADRの申し立てはできます。 "ADRの申し立て、とは、原子力損害賠償紛争センターに和解仲介手続きを申し立てることを指します。東京電力に対する直接請求で、既に賠償金の支払いを受けた項目でも、この和解仲介手続きの申し立てをすることができます。 このため、直接請求で東京電力が提示した賠償金額に納得できなくても、一旦合意し賠償金の支払いを受けた方がいいでしょう。 和解仲介手続きでは、直接請求では認められない項目や金額の賠償が認められる可能性があります。そこで、直接請求では賠償されなかった場合でも、締めてしまうのではなく、和解仲介手続きの申し立てを検討してはいかがでしょうか。 賠償が認められる見込みや申し立て方法などの詳細は、個別にご相談ください。
H30.9.15	第6回は『和解事例』に関する相談です。	Q,ADR(原子力損害賠償紛争センター)では、東京電力に対する直接請求では賠償されなかった場合でも賠償される可能性があると聞きました。私も東京電力に賠償されなかった項目があります。この項目はADRで賠償される見込みがあるかないかを知る方法がありますか？ A,和解事例を調べてみましょう。 ADRの和解仲介手続きで、賠償が認められる見込みを知る簡単な方法は「和解事例」を見ることです。和解事例とは、実際に倍賞が認められた事例の概要と、そこで賠償された項目、期間、金額などが公表されたものです。 和解事例を見ることで、どのような場合に、どのような賠償が認められたかが分かります。ご自分の事情が和解事例と似ている場合には、賠償が認められる見込みがあると言えます。 和解事例はADRホームページで公開されています。 また、公開中の和解事例の一部をADRがまとめた冊子もあります。

賠償に関する広報紙掲載記事

平成30年度

掲載日	項目	原発賠償 Q&A
H30.10.15	第7回は『病気等の賠償』に関する相談です。	Q,私はもともと、高血圧気味でしたが、原発事故後の避難で生活習慣が一変したことと、それによるストレスで高血圧が悪化し、うつ病も発症してしまって、今では、通院するようになりました。こうした病気に対する賠償はありますか？ A,「生命・身体損害賠償」という賠償の仕組みがあります。 「生命・身体損害賠償」とは、原発事故による避難等で生じた持病の悪化、病気、怪我に対する賠償です。市内全域の方が対象となり、主に次の項目が賠償されます。 ①診察料・入院費等の医療費 ②病院へ行くための交通費等 ③入通院慰謝料(直接請求で1日4,200円) ④病気等で仕事が出来なくなったことによる減収分。 病気等の悪化による死亡や後遺症に対する賠償の仕組みもあります。 直接請求では、入院や通院をした病院で東京電力の指定様式の診断書を取得して提出する必要があります。診断書の作成料も賠償の対象となるので、領収書は保管しておいてください。 賠償の対象期間に決まった期限はありません。ただし、原発事故による避難等と病気や怪我との関連性が認められないと、生命・身体損害賠償はされません。 直接請求では東京電力に関連性が否定され、賠償が拒否される場合でも、原子力損害賠償紛争センター(ADR)の和解仲介手続では、関連性が認められ、賠償される可能性があります。
H30.11.15	第8回は『賠償の相談の仕方』に関する相談です。	Q,東京電力から送られてきた請求書で、まだ提出していないものがあります。また、東京電力に賠償を拒否された項目についてADRセンターの手続を使いたいと思います。どこで相談したらいいですか？ A,相談したい内容によって相談先を選びましょう。 スムーズに賠償請求を進めるには、相談内容に合った相談先を選ぶことが大切です。 直接請求の請求書の書き方や添付資料に関しては、東京電力に相談するのが適切です。市内には南相馬ジャスモール、万葉ふれあいセンター、小高区役所に相談所があります。 相談所に行くのが難しい方は、東京電力のコールセンタ(0120(926)404)に電話で相談できます。また、ご自宅等に東京電力の職員が伺う訪問相談も依頼できます。請求書が手元にない場合には、相談前にコールセンタに電話して、取り寄せておきましょう。 ADR(原子力損害賠償紛争センター)への和解仲介手続の申立てに関しては、東京電力では相談できないので、弁護士等に相談するのが適切です。弁護士への相談の受付先は主に次の所です。 ①原子力損害賠償・廃炉等支援機構(予約用0120(303)540) ②福島県弁護士会・原子力発電所事故被害者救済支援センター(予約用024(533)7770) どこに相談したらいいか分からない場合は、まず、市の原子力損害対策室にご相談ください。

賠償に関する広報紙掲載記事

平成30年度

掲載日	項目	原発賠償 Q&A
H30.12.15	第9回は『東京電力との合意書』に関する相談です。	Q,避難により病気が悪化したことの賠償を直接請求しました。東京電力から合意書が送られてきたのですが、診断書発行料分の賠償しか認められませんでした。 この合意書は東京電力に提出しない方がいいのでしょうか？ A,合意書は提出した方がいいでしょう。 直接請求で交渉を続けても、東京電力が合意書で提示した賠償金額を変更することは、ほぼありません。 一方で、直接請求で合意書を提出して、賠償金の支払いを受けても、原子力損害賠償紛争センター(ADR)の和解仲介手続で、追加の賠償を請求することができます。なぜなら、直接請求の合意書には「清算条項」が設けられていないからです。 「清算条項」とは「甲と乙との間には、本件についてこの和解条項に定めるもののほかに何らかの債権債務がないことを確認する」といった条項です。和解した事件について、加害者が被害者に支払う賠償金は、和解で決めた金額が全てで、これ以上は支払わないことを確認するものです。 なお、直接請求で合意書により賠償金額が提示されていれば、合意せずに和解仲介手続をしても、直接請求の賠償金額を下回る和解案は提示されないものになっています。しかし、合意して賠償を受けても和解仲介手続ができるので、先に賠償金を確保した方が有利です。 過去に直接請求で合意した賠償項目でも、賠償金額に納得できないものがあれば、ADRへ和解仲介手続の申立てを検討してみてもいいでしょうか。
H31.1.15	第10回『避難先の家賃』に関する相談	Q,小高区から避難し、避難先では、借上げ住宅ではないアパートに住んでいました。 現在は、復興公営住宅に住んでいます。アパートや公営住宅の家賃は、自分で負担しています。 こうした家賃の負担を減らす方法がありますか？ A,家賃の賠償や助成制度があります。 原発事故当時、旧避難指示区域内(20km圏内)に住んでいた方に対しては、平成30年3月31日までの避難先の家賃が東京電力の直接請求で賠償されます。公営住宅の家賃も賠償の対象になります。平成30年3月31日までの家賃の賠償を受けた方に対しては、平成30年4月1日から平成31年3月31日までの家賃につて、県から助成金が支給されます。 また、平成30年4月1日から平成31年3月1日までに仮設・借上げ住宅を退去して家賃負担のある住宅に住むようになった方も県による家賃助成の対象となります。 助成金の申請期限は今年の9月30日(月)なので、家賃の賠償の請求や助成金の申請は早めにしましょう。 家賃の支払いが分かる領収書や通帳の写しといった書類がないことで、直接請求では賠償されない場合でも、原子力損害賠償紛争センター(ADR)の和解仲介手続ですが、賠償が認められる可能性があります。 また、和解仲介手続では、20km圏内に住んでいた方についても、直接請求の賠償対象期間以降の避難先の家賃が賠償される可能性があります。

賠償に関する広報紙掲載記事

平成30年度

掲載日	項目	原発賠償 Q&A
H31.2.15	第11回『東京電力の和解案の拒否』に関する相談	Q,最近のテレビや新聞で、東京電力による原子力損害賠償紛争センター(ADR)の和解案の拒否が相次いでいるというニュースを見ました。 ADRの手続きで東京電力が和解案を拒否することはよくあるのですが。 A,東京電力が和解案を拒否しているは、主に集団申し立てのケースです。 ADRの和解仲介手続で賠償が認められる場合、ADRは、申し立てをした人と、相手方の東京電力に、賠償すべき内容を示した「和解案」を提案します。この和解案を双方が受け入れること、和解が成立し、賠償金が支払われます。 最近、問題になっているのは申し立てをした人が和解案を受け入れたにも関わらず、東京電力が受け入れを拒否し和解が成立しないことです。 ただし、こうした和解案の拒否が目立つのは、一定の地域の方々が、全員一律の精神的損害賠償等を請求した集団申し立てのケースです。 個別に精神的損害賠償の増額や避難に掛かった費用等を請求する申し立てをした場合で、和解案が拒否されることは、あまりありません。 また、集団申し立てで和解案が拒否された方でも、個別の申し立てをすると、東京電力が和解に応じ、賠償が認められる項目がある方もいます。 もちろん、東京電力のこうした対応は決して許されるものではなく、対策が必要です。それでも、和解仲介手続で賠償が獲得できるケースもまだまだあることから、一概にADRの利用を締める必要はないと思います。
H31.3.15	第12回『賠償請求方法の選択』に関する相談	Q,避難のため仕事を辞めて、給与が減った分の賠償を請求しようと思います。 どうしたら賠償請求ができますか？ A,まずは、直接請求をしてみましょう。 東京電力に対する賠償請求には次の三つの方法があります。 ①東京電力の請求書を使った直接請求 ②原子力損害賠償紛争解決センター(ADR)の和解仲介手続の申し立て ③裁判所への控訴提起 賠償金を早く確実に受け取る方法は、①→②→③の順で賠償請求を進めることです。 ケースによっては、①よりも②または③で認められる賠償金額の方が低くなる可能性があるため、賠償請求をしていない場合は、まず①の直接請求をしましょう。 直接請求では賠償されない場合や一部しか賠償されなかった場合は、②の手続きの申し立てを検討しましょう。 ②の手続きの前に③の訴訟を提起したり、②と③を並行して進めたりすると、②の手続きで東京電力が回答を保留し、手続きが進まなくなるので注意が必要です。 請求方法のお選び方で迷ったら、ご相談ください。